

企画競争説明書

業務名称： ベトナム国メコンデルタ地域における地域経済開発
に資する運輸交通ネットワークに係る情報収集・確
認調査

調達管理番号： 20a01033

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。
また、見積もりの際には2021年度報酬単価 (月額上限額) を適用してくださ
い。(2021年3月3日お知らせ参照)
<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年3月10日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年3月10日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国メコンデルタ地域における地域経済開発に資する運輸交通ネットワークに係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2022年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【佐藤 航平／Sato.Kohei2@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年3月19日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月25日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年4月2日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

第3章. 5調査内容（6）に記載のボーリング調査（現地再委託経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨 VND 1 = 0. 0046円

b) US\$ 1 = 105. 7430円

c) EUR 1 = 129. 4000円

5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／総合交通計画
- b) 地域経済・産業分析／社会・経済分析
- c) 道路・橋梁インフラ開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.8 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \right) \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年4月16日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、

又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：運輸交通ネットワークや総合交通計画に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／総合交通計画
- 地域経済・産業分析／社会・経済分析
- 道路・橋梁インフラ開発計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／総合交通計画）】

- a) 類似業務経験の分野：途上国及び先進国における総合交通計画業務
- b) 対象国又は同類似地域：ベトナム国及びその他全世界

- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：地域経済・産業分析／社会・経済分析】
 - a) 類似業務経験の分野：途上国及び先進国における地域経済・産業分析／社会・経済分析業務
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 【業務従事者：担当分野 道路・橋梁インフラ開発計画】
 - a) 類似業務経験の分野：途上国及び先進国における道路・橋梁事業の設計業務
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／総合交通計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	12	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	2	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	-	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力： 地域経済・産業分析／社会・経済分析	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： 道路・橋梁インフラ開発計画	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	

イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—
ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	4

以 上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ベトナム国メコンデルタ地域における地域経済開発に資する運輸交通ネットワークに係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という）のメコンデルタ地域は、ベトナム最大都市のホーチミン市に隣接する地域であり、中央政府直轄市のカントー市と12の省からなる地域である。メコンデルタ地域の総面積は約40,816km²（ベトナム全土：331,236km²）、人口はベトナム全体の約18%にあたる17,282千人（ベトナム全土：96,484千人）を有している（ベトナム統計局、2019年）。当該地域は、稲作や水産業等の第一次産業が盛んで食糧生産及び輸出による外貨獲得の観点から重要な地域である。また、カトライ港や円借款で整備したカイメップ-チーバイ港といった南部の主要港湾が近隣に存在していることに加え、ホーチミン市やカントー市といった大都市と地理的に近接している好立地条件を活かして、メコンデルタ地域では工業団地の整備が進む等産業構造の多角化が図られている。JICAが2019年に実施したメコンデルタ南部4省を対象とした調査においても、2010年から2017年にかけて各省における第3次産業が増加するといった産業構造の変化が確認され、加えて、昨今の新型コロナウイルスの影響や米中貿易摩擦の影響を受けて、グローバルサプライチェーンの再構築が進んでいる。農業セクターの潜在性の高さに加えて、メコンデルタ地域の各省市が事業環境の改善やインフラの整備に注力していることから当該地域に対する投資が活発化しつつあり、国際的にも注目度が高まっている。

上述の通り、メコンデルタ地域では物流・人流の増大が見込まれるが、現在はメコン川支流の複数の大規模・小規模河川を活用した大小様々な水路ネットワークによる内陸水運が重要な交通手段となっている。一方で、メコンデルタ地域では、気候変動による水路ネットワークへの影響が懸念されている。そのため、運輸交通ネットワークの冗長性確保及び気象災害に対するレジリエンスを確保した道路ネットワークの充実を図ることは喫緊の課題である。また、2012年の首相決議にて、2030年までのヴィジョンとしてメコンデルタ地域の連結性改善を目標に掲げている。

第3条 調査の目的と範囲

（1）調査の目的

メコンデルタ地域の経済発展に貢献すべく、道路・橋梁インフラの計画的整備を通じた当該地域における総合的な運輸交通ネットワーク確立に向けて、我が国ODAによる支援の可能性について情報収集を行い、その結果に基づき候補事業の

特定を行う。あわせて、ベトナム国内で事業化を念頭に検討が進んでいる事業に関し、ベトナム国内の検討状況及び同検討内容の検証を行った上で、我が国 ODA による支援に向けた情報を整理することを目的に本調査を実施する。

(2) 調査対象地域

メコンデルタ地域 (1市12省)

(3) ベトナム政府関係機関

ベトナム交通運輸省 (以下、「MOT」という。) 及び必要に応じメコンデルタ地域の1市12省

第4条 調査実施の留意事項

(1) 調査スコープ

① メコンデルタ地域の運輸交通ネットワーク

JICAや他ドナー及びベトナム政府関係機関が過去に実施したメコンデルタ地域の運輸交通セクターに関連する調査は、個別事業に焦点を当て事業単独で論じている。本調査は、メコンデルタ全体の経済発展を睨み、包括的に運輸交通ネットワークを分析し、道路ネットワーク確立に向け必要な事業提言を行うとともに、メコンデルタ全体の開発といったマクロな視点で、真に必要な道路・橋梁セクター候補事業を社会的・経済的裏付けに基づき特定するための情報を収集・整理・分析する。その上で、我が国ODAで協力の可能性がある事業 (特にプロジェクト借款及びセクターローンの円借款を想定。付随する技術協力等のニーズがある場合は、併せて必要な情報を収集・整理する) を特定し、今後の案件化検討に向けた基礎情報と共に整理する。

② ベトナム国内で事業化検討中の事業

ベトナム国内で事業化検討中の事業は、メコンデルタ地域における当該事業の位置づけや地域全体への裨益効果及び技術計画等の妥当性の観点で検証を行い、我が国ODAで支援するために必要な情報を収集・整理・分析し、将来の事業化に向けた提言を行う。また、ベトナム国内の技術水準及びベトナム国内における本邦技術活用条件 (STEP) に対する認識を検証し、本邦技術活用可能性の検討結果を提言する。なお、技術検証のために、必要に応じて自然条件調査 (地質調査等) を実施する。

(2) ベトナム国内の開発計画を踏まえた検討

ベトナム政府は、2017年に制定の計画法 (Planning Law) に基づき、全国開発計画 (National Comprehensive Plan。以下、「NCP」という。) の策定を目指している。NCPは、様々なセクターの開発計画から構成されており、運輸交通セクター一部分は、2011年から2020年を対象とする既存の10ヵ年総合交通セクター戦略を見直した上で、2021年以降の戦略になるものと位置付けられている。また、運輸交通セクター一部分は5つのサブセクター (道路・鉄道・航空・港湾・内陸水運) に分けて開発計画 (National Sector Plan。以下、「NSP」という。) の策定が、NCP策定作業と並行して行われており、同作業に対しJICAは「ベトナム国持続可能な運輸交通開発戦略に係る情報収集・確認調査」 (2020年3月開始) を通じた支援を実施中である。

本調査を実施するにあたり、NCP・NSPの策定状況及び先行実施中の「ベトナム国持続可能な運輸交通開発戦略に係る情報収集・確認調査」の進捗状況を踏まえ、NCP・NSPや右調査が対象とする全国レベルの計画・調査内容と整合した情報の整理・分析・提案を、メコンデルタ地域に焦点を当てて行う。なお、現時点では右調査は2021年に終了、同調査結果を踏まえてベトナム政府はNCP・NSPの2021年中の完成を目指している。

(3) ベトナム国内の開発計画を踏まえた検討

本調査は、ベトナム政府からの要請に基づく調査ではないため、ベトナム政府からの便宜供与は想定していない。一方で本件は調査で想定するベトナム政府関係機関は上記2. (3)のとおりだが、調査対象に関連する計画、法令、制度を所掌する中央省庁や調査対象地域の地方市省の関与も重要である。調査を実施するにあたりベトナム政府関係機関の意向をヒアリングし、調査結果に繋げる必要があること、法制度や既存の計画等の情報をベトナム政府関係機関から入手する必要があることから、適宜、必要な機関とコミュニケーションをとり、インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートなどのタイミングでベトナム政府関係機関に対し報告を行うこと。

また、地方市省からのヒアリングにおいては、対象が複数の市省に及ぶことから、効率的なヒアリングのために、MOTと事前調整の上、対象を絞り込む等の対応も検討すること。

なお、アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション、情報収集のため、JICAからベトナム政府関係機関へレターを发出する等、調査への働きかけを行うことも必要に応じて検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、事前にJICAへ相談すること。

(4) 候補事業の概算事業費の確認

熟度の高い候補事業に係る情報収集・分析において、ベトナム国内における事業費積算の考え方及び積算の前提条件を確認すると共に、事業費の変動リスクの分析を行った上で、今後の事業化プロセスにおいてMOTが事業費積算の前提の変化が追えるよう報告書に明記すること。

(5) JICAとの情報共有

調査計画の策定、調査実施、ベトナム政府関係機関との調整内容についてはJICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第三課、ベトナム事務所）と事前に十分情報共有し、協議の上進めること。

(6) 現地調査

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、現地調査の実施方法については、ローカルリソースの活用¹を含め、効率的、合理的な方法を検討すること。

¹ローカルリソースの活用方法については、現行のコンサルタント等契約制度の下においても、以下のような方法が検討可能であるため、必要に応じ、プロポーザルにおいて提案してください。

(1) 特殊傭人費（一般業務費）を活用した、ローカルリソース（主に個人）を活用する。

(2) ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認めます（第3章「3. 業務従事者の条件」参照）。

第5条 調査の内容

- (1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成・協議
 - ① 既存調査報告書、ベトナム国内の関連計画、統計データを整理・分析・検討し、調査項目の詳細及びスケジュールを検討する。
 - ② 上記①を取りまとめてインセプション・レポートを作成する。
 - ③ インセプション・レポートをJICA及びベトナム政府関係機関（MOT及びMOTが指定する機関等）に説明・協議し、調査方針の基本的了解を得る。

- (2) メコンデルタ地域の概況に係る情報の収集・整理
 - ① ベトナムにおけるメコンデルタ地域の位置づけ、役割に係る情報を収集・整理する。
 - ② メコンデルタ地域の社会・経済状況、地域全体の産業開発計画、各省の開発計画等に係る情報を収集・整理する。

- (3) メコンデルタ地域の運輸交通ネットワーク（道路・水路・物流等）及び道路橋梁インフラの現状に係る情報の収集・整理
 - ① 運輸交通ネットワーク（道路・水路・物流等）の考え方を整理の上、道路・橋梁インフラの現状を収集・整理する。特に、既存インフラの現状や課題、ベトナム政府自己資金による事業に加えて、他ドナーの支援状況や支援計画にかかる情報を収集・整理する。
 - ② 国家、地域、省の各レベルの運輸交通ネットワーク（道路・水路・物流等）及び道路・橋梁インフラの開発計画に係る情報を地域産業開発計画との関連性も踏まえて収集・整理する。

- (4) メコンデルタ地域の道路・橋梁セクターの候補事業に係る検討
 - ① 我が国ODAによる支援可能性のある候補事業を、以下の観点をもとに、各運輸モードや物流との関係性にも配慮する。
 - 当該地域全体の交通需要予測（既存交通調査結果のレビュー、交通需要予測の実施）
 - 道路ネットワークのボトルネック及びボトルネック改善のための候補事業の設定
 - 候補事業の上記（3）で収集・整理したベトナム国内の各種計画及び我が国の開発協力方針における位置づけや、SDGsとの整合
 - 候補事業の社会環境・生活環境・自然環境への影響度
 - 候補事業による本邦企業への裨益効果（現地日系企業、本体事業への参画等）
 - 候補事業の効果発現の前提条件
 - 候補事業の経済・財務分析
 - その他、候補事業の検討に必要なと思われる分析

(3) ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

- ② 上記①に基づき候補事業に対する効果的な支援手法を、実施スキーム（ベトナム政府自己資金、ODA、PPP、民間資金等）比較の上選択肢を検討・提言する。なお、円借款事業は、プロジェクト借款のみならず、セクターローンの形成等も念頭に置く。

（５）インテリム・レポートの作成・協議

（１）～（４）までの調査結果をインテリム・レポートにまとめ、今後の調査方針につき、JICA及びベトナム政府関係機関（MOT及びMOTが指定する機関等）に説明・協議し、必要に応じて見直しを行う。また、（６）以降で対象とする事業について、JICAと協議の上、ベトナム政府関係機関（MOT及びMOTが指定する機関等）の意向を確認する。

（６）事業化検討中事業のベトナム国内Pre-F/S²の検証及び基礎情報の収集

上記（４）で特定され、且つベトナム国内のPre-F/S手続きが進んでいる事業に関し、より熟度の高い事業（プロジェクト借款）を対象に、以下の観点からPre-F/Sの確認・検証を行うと共に、不足する情報につき追加情報の収集・整理を行う。

- 交通需要予測（上記（４）①と併せた対応）
- 道路計画（衛星画像・Digital Elevation Model（DEM）等を通じた地形情報の確認、標準横断図の確認、路線検討状況の確認）
- 地質調査（既存地質調査結果の確認、追加地質調査の実施）

追加地質調査は、MOTが活用を希望する施工技術やPre-F/Sのフィージビリティの検討に必要な基礎情報として以下を想定。

- ・ ボーリング調査³（橋梁案件を想定し、3サイト×5-6本程度）

追加地質調査に要する期間を踏まえ、上記（４）の候補事業特定作業の確度が高まった時点で追加地質調査を先行して実施することも検討する。その場合は、MOTと事前に調整を行い、MOTの了承を得るとともに、対象地域におけるベトナム政府関係機関の許認可を確認すること。

- 施設計画
- 運営維持管理体制
- 環境社会配慮（用地取得の要否、住民移転の多寡、Environmental Impact Assessment（以下、「EIA」という。）手続き状況の確認）
- 工事工区分け
- 概略施工計画・事業実施スケジュール
- 本邦技術活用可能性の有無（ベトナムの技術水準、必要経費、ベトナム関係機関の意向等の確認）
- 概算事業費積算（特殊な地盤条件であり基礎部分の不確実性が高いことによる事業費の増大リスクをはじめとする、事業費の変動リスクの検討、分析を含む）
- 運用効果指標

（７）セクターローンの検討に向けた基礎情報の収集

MOTが現在実施中の第2期・国道省道改修事業（円借款）の次期フェーズとして、

² ベトナム国内Pre-F/S：ベトナム国内では、ODA事業の実施前にベトナム政府のプロジェクト実施機関が投資方針としてPre-F/Sを策定し、首相承認を得る必要がある。

³ ボーリング調査については、現地再委託も可とし、別見積で計上する。

国道・省道沿いの老朽化した橋梁の改修や架け替えを検討していることから、上記（６）の事業との相乗効果もにらみつつ、同セクターローンの一部としてメコンデルタ地域全体の運輸交通ネットワーク改善に向けた基礎情報の収集を行う。

（８）上記（６）の事業の協力準備調査に向けて調査計画案の検討・提言

- ① 道路及び船舶の交通量調査に関し、協力準備調査で対象とすべき事項を検討の上、調査内容を提言する。
- ② 自然条件調査（測量、地質、気象、水文・河川、地震、風況、飛来塩分量・塩分濃度、暴露試験 等）に関し、協力準備調査で対象とすべき事項を検討の上、調査内容を提言する。
- ③ 環境社会配慮に関し、EIA、Resettlement Action Plan (RAP)、生計回復支援策、等の観点から協力準備調査で対象とすべき事項を検討の上、調査内容を提言する。
- ④ 協力準備調査実施の前提としてベトナム政府が対応すべき事項（各種承認、許認可手続き等）を明確化する。
- ⑤ 協力準備調査を通じてベトナム政府に対して働きかけるべき各種承認、許認可手続き等を検討の上、調査内容として提言する。
- ⑥ 過去及び実施中の類似案件の教訓（COVID-19への対応、安全対策、詳細設計時の留意事項等）に係る情報を収集の上、協力準備調査時の留意事項として提言する。

（９）ドラフト・ファイナル・レポートの作成・協議

ドラフト・ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料を含む）案を作成し、JICAに提出する。JICAのコメントに基づき修正を行ったのち、ベトナム政府関係機関（MOT及びMOTが指定する機関等）に対して説明、協議する。

（１０）ファイナル・レポートの作成・協議・合意

上記（９）で得られたコメントを踏まえ、ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料を含む）を作成し、JICA及びベトナム政府関係機関（MOT及びMOTが指定する機関等）に最終プレゼンテーションを実施し合意を得る。最終プレゼンテーションを踏まえて必要な修正を行った上で、ファイナル・レポートをJICAに提出する。

第6条 報告書等

（１）調査報告書

- ① インセプション・レポート（IC/R）
 - 記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
 - 提出時期：調査開始後 15 日以内（現地調査開始前）
 - 部数：和文、英文、越文（製本不要。電子データ可。）
 - 電子データ：上記報告書の PDF
- ② インテリム・レポート（IT/R）
 - 記載事項：上記 4.（５）に記載の内容
 - 提出時期：調査開始後 4 か月を目途
 - 部数：和文 4 部、英文 8 部、越文 8 部（簡易製本（ホッチキス止め可））

- 電子データ：上記報告書の PDF
- ③ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)
 - 記載事項：本調査の全体成果（冒頭に要約を添付）
 - 提出時期：調査開始後 7 か月を目途
 - 部数：和文 4 部、英文 8 部、越文 8 部（簡易製本（ホッチキス止め可））
 - 電子データ：上記報告書の PDF
- ④ ファイナル・レポート (F/R)
 - 記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントに対応して必要な修正を行ったもの
 - 提出時期：調査開始後 8 か月を目途
 - 部数：和文 6 部、英文 10 部、越文 10 部（全て製本）
 - 電子データ：CD-R4 部

なお、ファイナル・レポートの巻頭には 10 ページ以内程度にとりまとめた要約を含めること。また、関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要なプレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積りに含めるものとする。

(2) その他の提出物

① デジタル画像集

本調査を通じて入手、作成、記録した地図、写真等をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの状況が明確に把握できるものとし、キャプションや情報の出所をつける。なお、提出に当たっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。

これらの著作権については JICA に帰属するものとする。JICA は広報用素材等として各種媒体への活用を想定している。

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部数：DVD-R 1 枚

② 収集資料デジタル画像集

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データとして、JICA に提出する。

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部数：CD-R 1 枚

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び JICA との協議に基づき、最終確定するものとする。

- I 調査の背景・経緯・実施方法
- II メコンデルタ地域の概況
 - 1. メコンデルタ地域の社会・経済状況
 - 2. メコンデルタ地域全体の開発計画
 - 3. メコンデルタ各市省の開発計画
- III メコンデルタ地域の運輸交通ネットワーク及び道路・橋梁インフラの現状
 - 1. メコンデルタ地域の運輸交通ネットワーク及び道路・橋梁インフラの現状整理
 - 2. 運輸交通ネットワーク及び道路・橋梁インフラに係る関連開発計画・スケジュールの収集・整理
- IV メコンデルタ地域の道路・橋梁セクターの候補事業
 - 1. 候補事業の特定
 - (1) メコンデルタ全体の交通需要予測
 - (2) 道路ネットワークのボトルネック及び候補事業の特定
 - (3) 候補事業の位置づけ
 - (4) 候補事業の社会・環境への影響
 - (5) 候補事業による本邦への裨益効果
 - (6) 候補事業にかかる効果発現の前提条件
 - (7) 候補事業の経済・財務分析
 - 2. 候補事業の支援手法の検討
- V 事業化検討中事業のベトナム国内PreF/Sの内容の検証及び基礎情報の収集
 - 1. 交通需要予測
 - 2. 道路計画
 - 3. 地質調査
 - 4. 施設計画
 - 5. 運営維持管理体制
 - 6. 環境社会配慮
 - 7. 工事工区分け
 - 8. 概略施工計画・事業実施スケジュール
 - 9. 本舗技術活用可能性
 - 10. 運用効果指標
- VI セクターローンの検討に向けた基礎情報の収集
 - 1. MOTにおける第3期国道省道計画の状況レビュー
 - 2. 上記Vの事業との関係性・相乗効果の検証
 - 3. サブプロジェクトの検討・提言
- VII Vの事業の協力準備調査に向けた調査計画案の検討・提言
 - 1. 交通量調査
 - 2. 自然条件調査
 - 3. 環境社会配慮

4. その他（施工時安全性、COVID-19の影響、詳細設計時の留意事項等）

VIII 結論

第4章 業務実施上の条件

1 業務工程

2021年4月下旬より業務を開始し、2021年8月を目途にインテリム・レポートを提出する。2021年11月下旬までにドラフト・ファイナル・レポートを提出し、2021年12月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 17人月 (M/M) (現地：12M/M、国内：5M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／総括/総合交通計画（2号）
- ② 地域経済・産業分析／社会・経済分析（3号）
- ③ 交通実態調査／需要予測
- ④ 道路・橋梁インフラ開発（3号）
- ⑤ 環境社会配慮

3 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 第3章.5 調査内容（6）に記載のボーリング調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。現地再委託を行う場合は、プロポーザルで、可能な範囲で現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

4 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

以下調査は現在実施中のため、共有可能な報告書が作成され次第共有予定。

➤ ベトナム国持続可能な運輸交通開発戦略に係る情報収集・確認調査

2) 公開資料

JICAが当該国にて過去に実施した以下の調査の報告書を、ウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で閲覧可能

- 持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査(VITRANSS2)に係る調査報告書
- 南部道路・橋梁の交通現況に関する情報収集・確認調査に係る調査報告書
- カイメップ港の機能向上に向けた物流サービス提供のための案件化調査に係る調査報告書

- ベトナム国メコンデルタ沿岸地域における産業・物流に関する情報収集・確認調査報告書

5 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

本調査は、ベトナム政府からの要請に基づく調査ではないため、ベトナム政府からの便宜供与は想定していない。アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション、情報収集のため、JICAから関係機関へレターを发出する等、調査への働きかけを行うことも必要に応じて検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、事前にJICAへ相談すること。

6. その他の留意事項

（1）安全管理

現地渡航前に外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所及び在ベトナム日本大使館を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

また、現地業務中における安全管理体制をJICAに提出する。

（2）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上